

【重要】必ずお読みください

令和2年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

給付奨学生採用候補者のしおり

この冊子は、給付奨学生採用候補者となった人が、大学等への進学後に奨学金の支給を受けるために必要な手続きについて記載しています。

貸与奨学生採用候補者となった人は、併せて配付する冊子「貸与奨学生採用候補者のしおり」もお読みください。

〔ご注意〕

- 本冊子が入っている封筒の裏面の記載と中身を照合し、書類がそろっているかを確認してください。
- 進学後の手続き等について確認し、進学後は、すみやかに「進学届」を提出してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構


Japan Student Services Organization

現在

○ 確認 すぐに次のことを確認しましょう。

- ・渡された書類がそろっているか（封筒裏面）
- ・進学を予定している学校が奨学金を受けることができる対象校か（3ページ）
- ・進学後に受けることができる奨学金の内容（4ページ～）

○ 進学前の準備 決定通知の内容を確認し、進学に向けた準備をしましょう。

- ・奨学金振込口座の準備（8ページ）
 - ・「進学前準備チェックシート」（同封）への記入 
 - ・進学時に必要な書類を紛失しないように保管しておきます（9ページ）
- ※書類を紛失した場合、採用が大幅に遅れる場合があります。

進学（令和2年4月）

○ 進学時の手続き すみやかに「進学届」を提出（入力）しましょう。

- ・必要書類の提出（10ページ）
 - ・「識別番号」の受け取り
 - ・「進学届」の提出（インターネットによる入力・送信）（10ページ）
- ※ 提出期間は進学後すぐに進学先へ確認しましょう。

○ 採用

- ・「給付奨学生証」等の受け取り、奨学金の振込開始（10ページ）
 - ・「誓約書」の提出
- 奨学生として採用された後は、「誓約書」を提出する必要があります。（10ページ）

○ 給付奨学生になってから（11ページ）



採用候補者が進学して給付奨学金を受けられる学校（給付奨学金対象校）

給付奨学金の支給を受けられる学校は、下表で支給対象としている学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から授業料等減免や給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校です。

対象校は次のホームページで公開されていますので確認してください。

http://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

令和2年度中に対象校へ進学しなかった場合、採用候補者としての資格を失います。

学校種別・課程		支給の可否
大学	学部・学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科・別科（※）	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程	○
	専攻科（※）	△
	別科	×
高等専門学校（高専）	4・5年生	○
	専攻科（※）	△
専修学校	専門課程	○
	通信教育課程	○

（※）大学の専攻科、別科は対象外です。また、短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限ります。

●令和元年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html



外国籍の方へ

外国籍の方は、次のいずれかの在留資格を有している方のみ、給付を受けられます。

「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

- ※1 「定住者」は、将来永住する意思のある人に限ります。
- ※2 在留期限が進学日前になっている場合、在留資格の更新手続きを忘れると、奨学生に採用されません。
- ※3 進学時に改めて在留資格等を申告していただく必要があります。
- ※4 上記以外の在留資格であることが判明した場合は、採用を取り消し、振込済みの奨学金全額をすみやかに返金していただくことになります。

【本冊子の用語】

あなた.....給付奨学生採用候補者に決定した本人

JASSO.....日本学生支援機構

採用候補者...給付奨学生採用候補者（給付奨学金の予約を申し込んで選考に通った人）

決定通知.....「大学等奨学生採用候補者決定通知」（採用候補者として決定したことの通知）

進学届.....進学したことの届出（進学後にインターネットで行います。）

※ 高等専門学校3年次生の場合は「進学」を「高等専門学校4年次生に進級」と適宜読み替えてください。

確認①

「決定通知」の記載内容

①登録番号

奨学生として採用されるまでの間、あなたを特定するための番号です。

②氏名

氏名が正しいことを確認してください。

特に「カナ」が違っていると奨学金の振込みができません。
※ 小文字は、すべて大文字で表記されていますが、訂正の必要はありません。

例) ショウガク ⇒ シヨウガク

③選考結果

奨学金の種類ごとに各要件の該当状況を「○・×」で記載し、それを踏まえた選考結果（「採用候補者」に決定したか、候補者とならず「不採用」であったか）も記載しています。

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和2年度大学等奨学生採用候補者決定通知 【本人保管用】

令和元年12月●日

登録番号	99999901-100-00999		
学年等	3年	10組	
	出席番号	A000001	
氏名	奨学 太郎 様 (シヨウガク)		

独立行政法人
日本学生支援機構



(印影印刷)

本機構は、あなたを下記のとおり令和2年度大学等奨学生採用候補者に決定しました。ついでに、あなたが令和2年度に本機構奨学金対象の学校に進学（高等専門学校3年次生の場合は本機構奨学金対象の高等専門学校4年次に進級又は本機構奨学金対象の学校に進学、以下同じ。）し、学校の定める期限までに所定の手続きを完了したときに限り、奨学生として採用し、奨学金の振込みを開始します。

1. 選考結果について

要件確認等の内訳	給付奨学金	貸与奨学金	
		併用貸与	第一種奨学金 第二種奨学金
国籍・在留資格等	○	○	○
家計に関する基準	○	×	○
学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	○
高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	○
必要書類の提出	○	○	○
上記を踏まえた選考結果	候補者決定	不採用	候補者決定

注1 「要件確認の内訳」欄の「○」は、各要件「資格等に該当」「大卒」は非該当「必要書類不提出の理由による判定不可を含む」。「×」は専断によることを表します。

注2 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書（該当者のみ）等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

	給付奨学金	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)
利用条件	支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用：可 猶予年限特例：対象	—	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要
申込時の返還方式	*****	最高月額以外の月額	—	一時金500,000円
選択内容	*****	所得連動返還方式	—	定額返還方式
保証制度	*****	機関保証	—	人的保証
利率の算定方法	*****	*****	—	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により異なります。また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（裏面3、参照）に記載の（ ）内の金額となります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注2 貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります）。詳細は、「採用候補者のしおり」を確認してください。

注3 第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（裏面4、参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

進学届提出用パスワード（半角英数字10桁） ABCDE98765

注1 「進学届提出用パスワード」は、進学後、進学届の提出（オンライン・ネット上で提出）の際に必要なため、本通知を紛失しないよう大切に保管してください（紛失した場合は、奨学金の振込開始が大幅に遅れます）。

今後の必要手続等については、裏面の「重要事項」にて確認してください。

④候補者となった奨学金の内容

- 採用候補者として決定した奨学金の内容です。
- 給付奨学金の「支援区分」は毎年度見直されます。（11ページ）

⑤進学届提出用パスワード

パスワードは、「進学届」の提出（10ページ）に必要です。

確認②**決定内容の確認**

「決定通知」に記載されている内容を確認してください。

次の項目は「進学届」の提出時（10ページ）に変更ができます。

項目		備考
1	奨学金の辞退 （全部辞退）	進学できなかった場合を含め、 <u>辞退の手続きは不要</u> です。「進学届」を提出しなければ、すべての奨学金を辞退したものと取り扱います。
2	貸与奨学金のみ辞退 給付奨学金のみ辞退 （一部辞退）	「進学届」にて利用しない奨学金について辞退できます。
3	あなたの氏名	変更（訂正）がある場合、進学後、進学先の学校の奨学金窓口に出してください。
4	あなたの生年月日	
5	あなたの性別	

今後、追加で貸与奨学金を希望する場合、進学前に追加の申込みはできません。

進学後に進学先の学校を通じて申込みをしてください。

例) 給付奨学生採用候補者となった人が第一種奨学金も希望する場合 等

(参考) 奨学金の支給額

1. 通常の課程の支給月額

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、**支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)**に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専修学校(専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注) 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

自宅通学・自宅外通学とは

- ・「自宅外通学」の区分で支給を受けるためには、**実家以外の場所に家賃を支払って居住していることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)の提出が、進学時を含め毎年度必要**です。
- ・進学時に提出する「進学届」にて、「自宅通学」「自宅外通学」のいずれかを選択します。(ただし、「自宅外通学」を選択するためには、次のア～オのいずれかに該当している必要があり、これに該当しない場合は、実際に実家以外の場所に居住している場合であっても、「自宅通学」を選択することになります。)
 - ア. 実家(生計維持者いすれもの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
 - イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
 - ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
 - エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
 - オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

2. 通信教育課程の支給額

2020年度分から原則として正規の卒業年度まで、**支援区分(第Ⅰ～Ⅲ区分)**に応じて、授業形態(印刷教材、スクーリング、放送、メディア)、学校の設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅通学・自宅外通学)に関わらず、下表の金額(年額)が年1回振り込まれます。

支援区分	(国公立・私立、自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

(参考)	奨学金の支給額 (続き)
------	--------------

3. 他の制度との併用

(1) 第一種奨学金を併せて利用する場合

給付奨学金の支給を受けている期間中に同時に受けることができる第一種奨学金の月額
は、次の表のとおりです。(貸与月額が制限されます。)

学校種別・給付奨学金の支援区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、 30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、 32,500円 (20,000円、 35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、 30,500円 (20,000円、 35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

(注3) 夜間部(昼夜課程を除く)に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は、JASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

(2) 国費による給付金との併給制限

「通常の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給が停止(0円)となります。

※ 教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

文部科学省ホームページ掲載資料(「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」)参照
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/07/02/1418612_03_1.pdf

準備① 【全員】奨学金振込口座の準備

奨学金は、**奨学生本人（あなた）名義の口座**に振り込みます。進学するまでに使用できる口座を必ず用意してください。

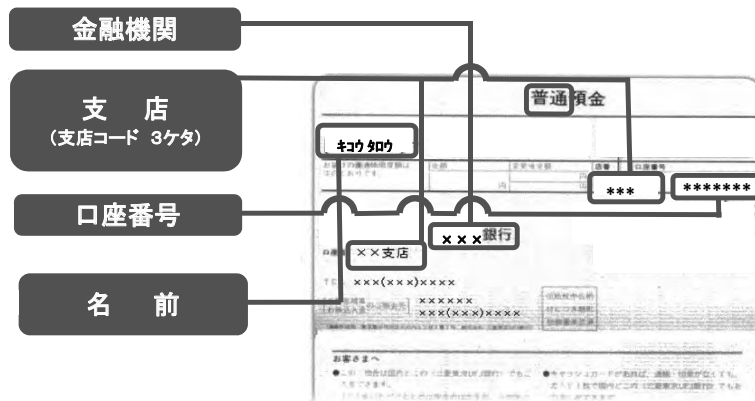
	使用できる	使用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等）
口座	本人名義 の普通預金（通常貯金） 口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座



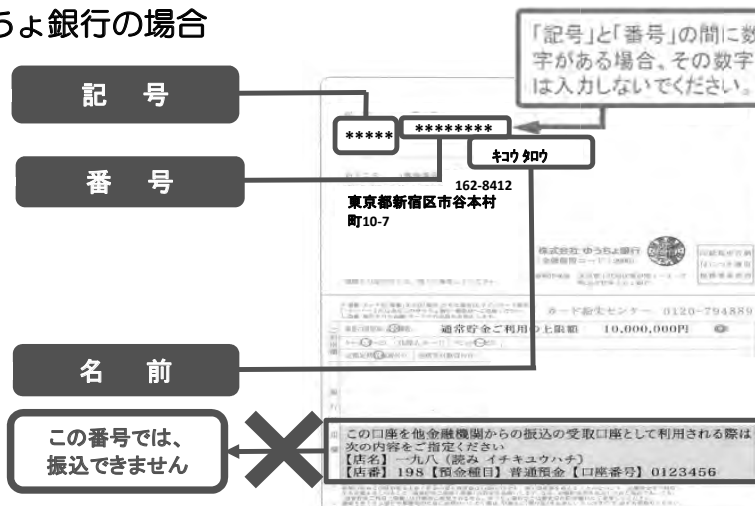
記入しましょう

「進学届」では、**正確に**振込口座情報を届け出る必要があります。
「進学前準備チェックシート」5. に、**通帳等に記載された口座情報を正しく記入**しておいてください。

(1) ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合



(2) ゆうちょ銀行の場合



準備② 進学時に用意する書類の最終確認

下の表であなた自身が用意する必要のある書類を確認し、**進学後**、進学先の学校から指示のあった際にいつでも提出・確認ができるよう、用意しておいてください。

-進学先へ提出が必要なもの
-「進学届」提出（入力）の際、手元に置いておく必要のあるもの

書類の名称	提出が必要な人	書類の内容・注意点	使い方
「採用候補者決定通知」 【進学先提出用】	全員	裏面の必要事項をすべて記入したうえで、進学先に提出してください。	○
「採用候補者決定通知」 【本人保管用】	全員	「進学届」を入力する際に必要な「パスワード」が記載されています。	●
「進学前準備チェックシート」	全員	8ページの条件を満たす奨学金の振込口座を用意し、通帳等で確認した口座情報を正しく記入します。口座情報は、進学後、「進学届」で入力する際に必要な情報です。	●
自宅外通学であることの 証明書類	該当者のみ	<p>進学した月から自宅外通学をする場合は、自宅外から通学していることを証明する書類の提出が必要です。</p> <p>(証明書類の例) 契約者又は入居者として本人氏名の記載がある アパート・マンション等の「賃貸借契約書」や 「入寮許可書」等</p> <p>※1 賃貸借の契約者があなた以外の人であるときは、追加の証明書類の提出が必要になる場合がありますので、あなた名義で賃貸借契約を結ぶことをお勧めします。</p> <p>※2 自宅外通学の条件については6ページ参照</p>	○

「採用候補者決定通知」を紛失した場合、採用が大幅に遅れる場合があります。紛失しないよう、大切に保管してください。

進学後① 進学後の手続き（令和2年4月進学後）

奨学金の支給を受けるには、進学先の学校を通じて「進学届」を提出することが必要です。
学校の定める期限までに手続きを行わなければ、奨学金を辞退したものとみなします。

1. 進学時の提出書類

進学したときは、すみやかに9ページの表のうち「○」が記載されている書類を進学先の奨学金窓口へ提出してください。

※ 進学先の学校から奨学金の説明会への出席を指示された場合は、必ず出席してください。

2. 「進学届」の提出

「進学届」は、進学後すみやかにインターネットを通じて提出します。

入力期間や手順等については、必ず進学先の学校の指示に従ってください。

※ 病気等やむを得ない事情により学校の指示する入力期間中に提出できないときは、すみやかに進学した学校に相談してください。

3. 採用・奨学金の振込開始

「進学届」を提出すると、給付奨学生として採用され、奨学金の振込みが開始されます。

初回振込月は「進学届」の提出時期によって異なりますが、振込開始が5月の場合、4月分とまとめて2か月分振り込まれます。

※ 「進学届」にて入力（確認）した奨学金振込口座に誤りがある場合は振込みが遅れます。

※ 通信教育課程に進学した場合は、概ね「進学届」提出の翌月に振り込まれます（年1回）。

4. 採用時の交付書類

給付奨学生として正式に採用されると、進学先の学校から次の書類が交付されます。

	交付書類	交付書類の説明
1	給付奨学生証	給付奨学生としての資格を証明するものです。記載事項について誤りがないか確認し、大切に保管してください。
2	給付奨学生のしおり	支給が始まってから終了するまでの間の諸手続きが記載されています。よく読んで内容を理解し、大切に保管してください。
3	誓約書	進学先の学校が定める期日までに必ず提出してください。

5. 「誓約書」の提出

誓約書は、給付奨学生の採用にあたって、学業に精励することを約束するとともに、給付奨学金に関する定めや手続き等について確認する書類です。奨学生本人・親権者（未成年の場合のみ）が自署・押印し、進学先の学校が指定した期日までに、進学先へ提出します。

(参考) 給付奨学生になってから

1. 給付奨学生になってからの変更事項

(1) 奨学金振込口座

使用できる条件（8ページ）に合う口座であれば変更することができます。

(2) 通学形態（6ページ）

通学形態（自宅通学・自宅外通学）を変更する場合、すみやかに届出が必要です。

※ 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額を支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みが無くなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。

2. 適格認定

(1) 家計

奨学金支給期間中、毎年、JASSOが、あなたと生計維持者の所得の情報（マイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、給付奨学金の家計基準を満たしていることを確認します。

※1 確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支援区分が見直されることにより支給額が変わることがあります。（見直し後の支援区分は、インターネットにて確認していただけます。）

※2 事情により申込時にマイナンバーを提出できなかった者については、支給期間中、毎年、所得に関する書類を提出する必要があります。期日までに必要な書類が揃わないときは、振込みが遅れたり止まったりする場合があります。

(2) 学業成績・学修意欲

在学する大学等により、学業成績・学修意欲の確認が行われ、その結果がJASSOに報告されます。

※1 次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます。（学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない時は、返還が求められます。）

(1) 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合

(2) 修得単位数が標準の5割以下の場合

(3) 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合

※2 次のいずれかの場合には、「警告」を受け、それを連続で受けた場合には支給が打ち切られます。

(1) 修得単位数が標準の6割以下の場合

(2) GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合

(3) 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

※3 上記による適格認定による学業成績などの基準に該当する以外の場合にも、次のいずれかに該当するときは、支給が打ち切られたうえで、返還が求められます。

(1) 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合

(2) 大学等から退学・停学（無期限又は3か月以上のものに限り）の懲戒処分を受けた場合

3. 在籍報告

在籍状況や通学形態などの申告内容に変更がないか等、概ね四半期ごと（4、7、10、12月～2月頃）に報告を求めます。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。

進学後の手続きについて、動画で確認しましょう！



奨学金の予約を申し込み、採用候補者として決定された方向けに、進学前の準備や進学後の手続き等の概要について、JASSOのホームページの動画で説明していますので、確認しましょう。

「採用候補者の皆さんへ（動画）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/movie.html>

（ホーム > 奨学金 > 申込方法 > 予約採用 > 【予約採用】奨学金を希望する皆さんへ／採用候補者の皆さんへ（動画））

手続きに関するお問い合わせ先

日本学生支援機構 奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。

【電話番号】0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）

【受付時間】9時～20時（土日祝日・年末年始を除く）